

融資あっせん・利子補給制度

本市では、処理区域内において、公共下水道に接続するために、くみ取り便所を水洗便所に改造又は浄化槽を廃止し切替しようとする者に対して、その工事に必要な資金の融資あっせん及び利子補給を行っています。この融資あっせん及び利子補給制度は、水洗便所の普及を促進し、環境衛生の向上を図ることを目的としています。

融資あっせんの対象工事

融資あっせんの対象となる工事は、次のいずれかの工事とする。

くみ取り便所を水洗便所に改造する工事及びこれと同時に施工するその他の排水設備工事

浄化槽を廃止し切替する工事及びこれと同時に施工するその他の排水設備工事

融資あっせんを受けることができる者

融資あっせんを受けることができる者は、処理区域内にある家屋の所有者又は占有者（改造工事について、所有者の同意を得られた者）で、次の要件を備えている者（法人、組合等を除く）とする。

市税等を滞納していないこと。

自己資金のみでは、改造資金を一時に負担することが困難であること。

融資を受けた改造資金の償還能力を有すること。

一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成 23 年一宮市条例第 24 号）第 6 条に規定する措置の対象となる者でないこと。

※市税等とは、市税、水道料金、下水道使用料及び下水道事業受益者負担金をいう。

融資あっせんの限度額

改造工事等に要する費用の範囲内の額（1万円未満の端数金額は切り捨て）

くみ取り便所を水洗便所に改造する場合（1家屋2か所まで）

1か所につき 600,000 円を限度

浄化槽を廃止し切替する場合（1家屋2か所まで）

1か所につき 400,000 円を限度

※ただし、集合住宅の浄化槽を切替える場合は、200 万円が限度

資金の償還方法

融資を受けた翌月から起算して、60 月以内の元金均等月賦償還とする。ただし、償還期限前において一括繰上償還することができる。

利子の補給

融資金額に係る利率は政府貸付利率とし、融資金額に係る利子相当額を年度ごとに補給する。ただし、償還の期日を経過した融資額に係る利子相当額については、補給しない。

取扱金融機関

いちい信用金庫（一宮市内の本支店及び出張所）、尾西信用金庫（一宮市内の本支店）、岐阜信用金庫（一宮市内の支店）、愛知西農業協同組合（一宮市内の本支店）

申請から利子補給まで

融資あっせんの申込み

改造資金の融資のあっせんを受けようとする者は、排水設備計画確認申請時に水洗便所改造資金融資あっせん申請書を一宮市水道事業等管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

（注）改造工事を施工する家屋の申請者が、その家屋を借り受けている場合は、当該家屋の所有者の同意が必要です。

融資あっせんの決定

管理者は申請の内容を審査し、適当と認めるときは水洗便所改造資金融資あっせん依頼書を取扱金融機関に、不適当と認めるときは水洗便所改造資金融資あっせん不適合通知書を申請者に、それぞれ送付する。

取扱金融機関は、融資あっせん依頼書を受理したときは、必要な事項を審査し、その結果を水洗便所改造資金融資可否決定通知書により、申請者及び管理者に通知する。

改造工事の施工

資金の融資の決定を受けた者は、決定の日から起算して 6 月以内に工事の完成をしなければならない。

融資決定者は、工事が完成したときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

融資あっせん額の決定

管理者は、工事完了検査に合格した後に、融資あっせんの額を決定し、水洗便所改造資金融資

第10章 水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度

> 融資あっせん・利子補給制度

あっせん額決定通知書により申請者に通知するとともに、水洗便所改造資金融資依頼書により取扱金融機関に融資の依頼をする。

取扱金融機関は、改造資金を融資したときは、水洗便所改造資金融資報告書を管理者に提出しなければならない。

償還方法の特例

管理者は、改造資金の融資を受けた者が、災害その他の事由によってその償還が困難であると認めるときは、取扱金融機関と協議し償還についての条件を変更することができる。

融資あっせんの取消し

管理者は、融資決定者が、次のいずれかに該当するときは、取扱金融機関と協議し、その決定を取り消し、既に補給した利子相当額の全部又は一部を返還させることができる。

- 偽りその他不正な手段により融資のあっせんを受けたとき。
- 正当な理由がなく償還金を期限までに償還しないとき。
- その他管理者が特に取り消す必要があると認めるとき。

第10章 水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度

> 融資あっせん・利子補給制度

